

# 当署管内の死亡労働災害概要(平成元年～)【建設業】

日立労働基準監督署

番号	発生日時	職 種 性別・年齢 経験年数	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要と原因	対 策
1	H1.2.14 (火)	塗装工 男・50歳代 経験30年	建築工事業	墜落・転落 屋 根	木造2階建住宅の屋根上にある飾り窓の塗装作業が終了し、移動はしごで地上に降りようとしたところ、屋根端(高さ約7m)から墜落した。	・屋根上等の高所作業時は、足場や手すりの設置等墜落防止措置を講じること。 ・足場等の設置が困難な場合は、安全帯を使用させること。 ・高所作業時は、保護帽(墜落時保護用)を着用させること。
2	H1.6.2 (金)	土 工 男・60歳代 経験11年	土木工事業	激突され 材 料	工業団地造成工事現場で、足場板(約250kg)をドラグ・ショベルにチェーンを掛けて吊り上げ、トラック(2t)に積み込む作業中、チェーンが切れて頭部に当たった。	・資材等のつり込み作業を伴う現場では、移動式クレーン仕様の車両系建設機械を使用すること。 ・玉掛け用つりチェーンは、法定安全係数(4又は5)以上とし、不適格(伸び、摩耗、亀裂)なものは使用しないこと。 ・クレーン運転、玉掛け業務は有資格者に行わせること。
3	H1.6.20 (火)	運転助手 男・50歳代 経験17年	土木工事業	激突され 移動式クレーン	新築工事現場において、トラック荷台の木材を移動式クレーン(つり上げ荷重2.93t)により荷降ろしをするため、アウトリガーを手で引き出した際、腹部に当たった。	・手動式アウトリガーの引き出し作業は、不意の抜けによる受傷防止のため、正面で行わないこと。
4	H1.11.15 (水)	製缶工 男・50歳代 経験30年	その他の建設業	有害物等との接触 その他の装置等	工場構内において、石炭燃焼排ガスを排出するダクト(2.5m×2.5m)の補修作業中に、安全帯取付設備の支柱の溶接部分が破損したためダクト内に転落し、酸素欠乏症により死亡した。ダクト内の酸素濃度は、約8.5%であった。	・安全帯を使用させる時は、取付設備の異常の有無を、事前に点検しておくこと。
5	H1.12.12 (火)	軽作業員 女・50歳代 経験7年	土木工事業	挟まれ・巻き込まれ トラック	下水道管理設工事現場で、埋設が終わった道路上を清掃する作業をしていたところ、後退してきたトラックに轢かれた。	・トラックの運行範囲への作業者の立入を禁止するか誘導者を配置して誘導させること。
6	H2.4.23 (月)	鉄骨工 男・40歳代 経験15年	建築工事業	墜落・転落 建築物	鉄骨造家屋建築工事現場において、鉄骨の上(高さ約8.2m)に乗って組み立て作業中、移動式クレーン(つり上げ荷重4.9t)によりつり上げられた鉄骨材料を受け取ろうとしたところ墜落した。	・高所作業時は、足場や手すりの設置等墜落防止措置を講じること。 ・足場等の設置が困難な場合は、水平親綱等を設置して安全帯を使用させること。 ・高所作業時は、保護帽(墜落時保護用)を着用させること。
7	H2.8.28 (火)	土 工 男・50歳代 経験10年	土木工事業	飛来・落下 岩 石	橋梁建設工事において、橋台設置のための掘削作業中、ドラグ・ショベルを用いて、残土(軟岩、0.3t)を法面(斜度45度)へ移動させたところ、軟岩が転がり落ち、その下方を通行していた被災者に激突した。	・掘削作業箇所の下方向への立入りを禁止すること。 ・飛来落下等のおそれのない安全な通路を確保すること。
8	H2.9.4 (火)	鳶 工 男・60歳代 経験30年	建築工事業	墜落・転落 立 木	神社の修繕工事現場において、境内にある立木に登って、枝の上(高さ約5m)に乗って枝打ち作業をしていたところ、墜落した。	・立木の枝打ち等の作業時は、高所作業車を使用すること。 ・やむを得ず木登りによる場合は、安全帯を使用させるとともに、はしごを固定させる等、安全な昇降方法を講じること。
9	H2.10.15 (月)	コンクリート 圧送工 男・50歳代 経験22年	建築工事業	墜落・転落 足 場	ビル建築工事現場において、コンクリート打設作業が終了し、コンクリートポンプ車の接続ホースを取り外す作業中、外部足場の端(9段目、高さ約15m。高さ約88cmの手すり設置。)から墜落した。	・足場には、手すり等(高さ85cm以上)及び中さん等(高さ35～50cm)を設置すること。 ・足場上の作業で墜落のおそれがある場合、安全帯を使用させること。
10	H2.12.27 (木)	製缶工 男・40歳代 経験3年	建築工事業	墜落・転落 足 場	建屋内部の製品貯蔵出荷設備据付工事現場において、サイロの周囲に設置された張出し足場(高さ約7m)で、使用の終了した用具をロープを用いて下方に降ろす作業中、用具がロープから外れ、その弾みでバランスを失い墜落した。	・足場には、手すり等(高さ85cm以上)及び中さん等(高さ35～50cm)を設置すること。 ・足場上の作業で墜落のおそれがある場合、安全帯を使用させること。
11	H3.3.1 (金) 13:15	鳶 工 男・20歳代 経験1年	建築工事業	墜落・転落 足 場	鉄骨造家屋建築工事現場において、鉄骨の梁を塗装するために使用した吊り足場(高さ7.5m)の解体作業中、足場板を高所作業車の搬器へ積み込もうとした際、吊り足場上から墜落した。	・労働者に安全帯を着用させること。 ・作業開始前に、足場解体の作業方法、手順を関係者に周知すること。
12	H3.3.5 (火) 17:05	電 工 男・60歳代 経験28年	建築工事業	墜落・転落 足 場	木造住宅新築工事現場において柱組作業中、被災者(電気工事業者からの応援)が丸太上(高さ約6m)に乗り、方向を変えようとしたところ、足を滑らして墜落した。	・安全ネット・足場板を設置し、安全帯を使用させる等墜落防止措置を講じること。
13	H3.3.11 (月) 2:24	保線工 男・70歳代 経験10年	土木工事業	交通事故 列 車	線路上で、道床を固める砕石を工事用貨車から荷降ろした後、取出し口付近に残っていた砕石をショベルで落としていたところ、走行してきた貨物列車に接触した。	・見張役の警報が全員に伝わるよう、マイク等を使用させること。 ・警報が伝達した場合、了解の意思表示をさせること。 ・上下線で作業する場合、接近する列車を注視させること。
14	H3.7.18 (木) 16:00	塗装工 男・30歳代 経験14年	設備工事業	感 電 トローリー線(クレーン)	工場建屋の塗装工事現場において、梁部分(足場上から梁の高さ1.5m)の塗装を、棚足場上(高さ6.75m)で腰をかがめて行っていたところ、梁の真下(0.6m下方)に設置されていた天井クレーンのトローリー線(200V、3本)の電源を切っていなかったため、これに接触して感電した。	・塗装作業を行う前に、トローリー線が通電していないことを確認すること。 ・クレーンの電源スイッチを閉路にした場合、施錠若しくは通電禁止の表示、監視人を置く等の措置を講じること
15	H3.8.6 (火) 14:30	塗装工 男・40歳代 経験20年	建築工事業	感 電 配電線	鉄筋コンクリート建屋の外壁塗装工事現場において、枠組足場の組立て作業中、足場作業床上で、架空電線(高さ9.2m、引込線6,600V)を跨ごうとして接触し、感電した。持っていたビディ枠が電線に触れて被覆が切れた模様。足場の組立等作業主任者が未選任。	・高圧架空電線の近接作業時は、充電電路を移設するか閉路(停電)すること。 ・高さ5m以上の足場の組立等作業は、有資格者のうちから作業主任者を選任し、直接作業指揮をさせること。
16	H3.8.9 (金) 13:10	土 工 男・60歳代 経験18年	土木工事業	激突され 伐倒木	砂防用ダム(鋼製堰防)建設工事現場において、山腹(斜面)の立木を伐採する作業中、同僚が合図をせずに、杉(高さ約20m、胸高直径26cm)を伐倒したところ、方向が約35度ずれて、約8.5m離れた位置で伐倒作業をしていた被災者に激突した。チェーンソー作業の特別教育が未了。	・伐倒の合図(予告、伐倒時、終了)を定め、明確に行わせること。 ・つるが適正に機能するような伐倒方法を行うこと。 ・斜面においては、上下作業を行わせないこと。 ・チェーンソーに係る特別教育を行うこと。

番号	発 生 日 時	職 種 性別・年齢 経験年数	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要と原因	対 策
17	H3.10.14 (月) 9:15	土 工 男・60歳代 経験22年	土木工事業	崩 壊 地 山	住宅の増築工事に伴う崖の擁壁築造工事現場において、崖部分(高さ約4.5m、勾配60～65度)を高さ約2mまで垂直に掘削し、さらに手掘りで床掘り(長さ約2.7m、幅0.9m、深さ0.7m)作業中、法面が長さ5m、高さ6m、奥行き1.5mにわたって崩壊し、生理めとなった。	・地山の崩壊による危険がある場合、土止め支保工を設け、防護網を張り、立入禁止等の措置を講じること。 ・大雨の後に掘削作業を再開する場合、法面の亀裂、湧水の有無等土砂崩壊のおそれの有無を点検すること。 ・地山の掘削等作業主任者に直接作業指揮をさせること。
18	H5.2.2 (火) 11:35	重機オペ レータ 男・40歳代 経験2年	土木工事業	転 倒 車輛系建設機 械	造成工事現場で、ドラグ・ショベルを運転して急斜面(約20度)を走行中、運転席を前向きに旋回させたところドラグ・ショベルが横転し、その下敷きとなった。運転席のドアを開けたまま走行していた。	・誘導者を配置すること。 ・不整地用クローラを装着する等安定性を確保すること。 ・運転席のドアを閉めて作業すること。
19	H5.9.24 (金) 14:10	建設作業員 男・20歳代 経験7月	その他の建 設工事業	交通事故 乗用車	高速道路の追越車線を規制して本作業を行った後、工事を知らせる標識を撤去しようとしたところ、走行してきた乗用車にはねられた。	
20	H5.9.30 (木) 9:30	職 長 男・50歳代 経験21年	土木工事業	飛来・落下 材 料	下水道工事現場において排水管を設置するためシートパイルを溶断(穴あけ)中、シートパイルと腹おこしの間に打設してあった間詰コンクリート塊が落下し、被災者の頭部に当たった。	・土止支保工の解体作業に際しては、落下のおそれのあるものは事前にすべて取り除くこと。 ・土止支保工解体作業の作業標準を作成し、作業者に周知徹底すること。 ・作業開始前の点検を行うこと。
21	H6.1.17 (月) 9:00	土木作業員 男・50歳代 経験1.9年	土木工事業	転 落 ダンプトラック	採石場において、ダンプトラックを運転して土石の投下作業中、ベンチ端(高さ約50m)より下方の岩場に、ダンプトラックと共に転落した。	・土石投下作業には、建設機械を使用すること。 ・ダンプトラック等の転落防止措置を講じること。 ・作業計画書及び作業手順書を作成すること。
22	H8.9.12 (木) 13:40	索道員 男・40歳代 経験8年	その他の建 設業	倒壊 ケーブルク レーン	臨時のケーブルクレーンを組立てる工事のうち、巻上索を付け替える作業において、山側のA型支柱(高さ10mのうち根入れ部分は1m)の8mに登り、安全帯を使用し待機していたところ、横行索・巻上索に通されていた荷吊り装置が支柱に当たり、その圧力により支柱が倒れ、被災者も地面に頭を打ち脳挫傷により死亡した。	・ウインチの運転の際の連絡方法を現場環境にあわせ、計画すること。 ・同時通話装置の電話とすること。 ・ロープの巻き過ぎ防止のため、ロープに標識や警報を付ける等すること。 ・ケーブルクレーンの前控は、堅固な固定物に巻き付け、クリップ、クランプ等を確実に取り付けること。
23	H9.2.15 (土) 16:20	大工 男・60歳代 経験47年	木造家屋建 築工事業	墜落・転落 開口部	木造2階建新築工事現場において、2階階段部の窓枠取り付け作業中、3.35m下のコンクリート床面に墜落し死亡した。	・高さ2m以上の場所で作業させる場合には、開口部に覆いや防網を設置し、墜落による危険を防止すること。 ・高所作業に関する安全教育を実施し、関係労働者の安全意識を高揚させること。
24	H9.3.13 (木) 16:00	大工 男・60歳代 経験40年	木造家屋建 築工事業	墜落・転落 足場	木造家屋建築工事現場において、鋼製枠組足場にて1階屋根の取り付け作業中、突然、不調を訴え足場(高さ1.8m)に座っていたところ、手摺りのない足場の躯体側(間隙約0.6m)より墜落した。	墜落による危険性のある箇所については、手摺を設けること。
25	H9.3.17 (月) 9:20	大工 男・70歳代 経験20年	土木工事業	崩壊・倒壊 地山・岩石	下水道管理設のため、深さ1.8mの掘削箇所の床付作業中、突然、周辺の地山が崩れたため、肝挫傷及び骨盤骨折を受傷し、数日後に死亡した。	掘削箇所に立ち入る際には、設計通りの勾配が確保されているか、凸凹及び降雨などの影響を考慮し、十分な点検を行った後に、作業を行わせるようにすること。
26	H9.4.8 (火) 8:05	鳶工 男・20歳代 経験4年	建設工事業	墜落・転落 足場	クライミングクレーン専用の鋼製枠組足場の解体作業中、足場付属の昇降用階段を下りていたところ、バランスを失い、9m下の地面へ墜落し死亡した。	・昇降用階段には、墜落防止対策として両端に有効な手摺りを設置すること。 ・高所作業に関する安全マニュアルを作成し、関係者に周知徹底するよう安全教育を実施すること。
27	H9.4.28 (月) 13:30	大工 男・60歳代 経験40年	建設工事業	墜落・転落 作業床	廃材を一輪車でトラックに積み込む作業を行っているとき、トラックの荷台にかけていた木製の作業床(高さ2m、幅96cm)から墜落し死亡した。	・作業床の両側面には、85cm以上の手摺りを設けること。 ・一輪車に関する安全作業マニュアルを作成し、関係者に周知徹底すること。
28	H9.10.30 (木) 9:30	現場監督員 男・30歳代 経験19年	土木工事業	溺れ 海	防波堤周囲へのテトラポット設置工事現場において、現場の状況写真を撮影中に足を滑らせ、テトラポットと防波堤の隙間から海中へ転落して溺れた。	・原則、テトラポット上は立ち入り禁止とすること。 ・滑り難い靴を着用すること。 ・ライフジャケットは紐等により縛り、脱げないようにすること。
29	H10.2.11 (水) 16:45	主任技師 男・50歳代 経験5年	その他の建 設業	墜落・転落 建設物・構 築物	機械設備設置工事現場において、鉄製カバーの上に乗って2階部分の柱の塗装作業中、カバーが揺動したため、その弾みで設置されていた手摺を乗り越えてしまい、4.5m下のコンクリート床面まで墜落した。	・墜落の危険性がある場所での作業には、安全帯を使用させること。 ・手摺付近に人が乗れるような部品等を置かないこと。 ・一人作業をできるだけ避けること。
30	H11.3.15 (月) 15:00	大 工 男・50歳代 経験45年	木造家屋建 築工事業	墜 落 作業床	木造家屋新築工事現場において、2階の梁に足場板を渡し、その上で作業をしていた被災者が、3m下の土間に墜落した。保護帽未着用。	・足場先行工法により施工すること。 ・防網を張り、安全帯と使用させる等墜落防止措置を講じること。 ・高所作業では、保護帽(墜落時保護用)を着用させること。
31	H11.7.9 (金) 0:20	運転者 男・40歳代 経験3月	一般貨物自 動車運送業	交通事故 トラック	10tトラックを運転して国道を走行中、ハンドル操作を誤り横転し、道路右側の橋の親柱に激突した。会社を出発して約20分後に事故が発生した。	
32	H11.10.25 (月) 10:35	作業員 男・50歳代 経験39年	その他の事 業	はさまれ・巻 き込まれ トラック	構内において、作業員2名でトレーラーの荷台上で製品の寸法を測っていたところ、運転手が荷台上の作業に気付かずトレーラーを発進させたため、作業員の1人が転落し、車輪に巻き込まれた。	・貨物自動車を用いる荷役運搬作業は、合図や連絡方法を定めた安全作業基準を作成し、関係者に周知すること。 ・荷役作業が複数事業者間にわたるときは、作業開始前の連絡調整を密にすること。
33	H11.10.26 (火) 17:15	土 工 男・60歳代 経験1月	河川土木工 事業	交通事故 トラック	現場から事業場に戻るため、2tダンプトラックで国道を走行中、長い下り坂のカーブで運転を誤り、反対車線の縁石に乗り上げ転倒した。運転者が死亡、同乗者2名が負傷した。	

番号	発 生 日 時	職 種 性別・年齢 経験年数	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要と原因	対 策
34	H12.7.11 (火) 16:05	監督員 男・40歳代 経験2年	その他の土 木工事業	交通事故 軽自動車	県道沿いの除草作業現場に居眠り運転の軽ワゴン車(宅配便)が突っ込み、現場代理人が死亡、下請作業員2名が負傷した。	
35	H12.9.4 (月) 15:40	軽作業員 男・60歳代 経験15年	その他の土 木工事業	墜落・転落 車両系建設機 械	物置解体後の片付け作業中、車両系建設機械(ローダー)を勾配のある場所に停止させて降りようとしたところ、ローダーが逸走(後進)して轢かれた。46日後に死亡。車両系建設機械(ローダー)運転の特別教育未了。	・特別教育の対象業務には、当該教育を修了した者のうちから指名したものを従事させること。 ・車両系建設機械の作業計画を作成し、関係者に周知すること。
36	H13.5.10 (木) 11:45	とび工 男・40歳代 経験12年	鉄骨・鉄筋 コンクリート 造家屋建築 工事業	墜 落 足 場	県立高校体育館改築工事現場において、最上部の足場板を敷く作業中、足場上(高さ約12m)から墜落した。安全帯を着用していなかった。	・足場の組立て作業時は、水平親綱を設ける等により安全帯を使用すること。 ・作業計画に基づき、足場組立て等作業主任者に、作業指揮をさせること。
37	H13.5.18 (金) 8:55	作業員 男・40歳代 経験6年	その他の土 木工事業	激突され 車両系建設機 械	掘削中の井戸穴(約5m四方、深さ約8m)で、地下水を汲み上げるポンプが埋まったため、ポンプに付けたロープをドラグ・ショベルのアームに掛けて、引き上げようとしたところ、オペレーターが操作を誤り、ロープを押さえていた被災者にバケットが激突、バケットと穴の壁面に挟まれた。	・車両系建設機械(ドラグ・ショベル)の接触危険範囲(走行範囲、アーム等の可動範囲)に労働者を立入らせないこと。 ・やむを得ず立入らせるときは、誘導者を配置し、その合図により作業をさせること。 ・車両系建設機械を、荷のつり上げ等主たる用途以外に使用しないこと。
38	H13.12.15 (土) 13:20	作業員 男・70歳代 経験5年	道路工事業	激突され 車両系建設機 械	県道の拡幅工事現場で、ドラグショベルとブルドーザーを使用して砕石を敷き均す作業中、スコップで均す作業をしていた被災者が後退してきたドラグショベルの履帯部(クローラー)に轢かれた。	・車両系建設機械(ドラグ・ショベル)の接触危険範囲(走行範囲、アーム等の可動範囲)に労働者を立入らせないこと。 ・やむを得ず立入らせるときは、誘導者を配置し、その合図により作業をさせること。
39	H13.12.18 (火) 8:40	屋根葺き工 男・40歳代 経験1年	その他の建 築工事業	交通事故 ワゴン車	木造家屋建築工事現場に向かうため、ワゴン車(同僚1名が同乗)を運転して常磐自動車道下り車線を走行中、インターを通過してしまったため、急いでハンドルを切ったところ、道路左側のガードレールに激突して横転した。運転者が死亡、後部座席に乗っていた同僚も頭を打って重傷を負った。	・「交通労働災害防止ガイドライン」に基づき、運転者の安全運転教育を行うこと。
40	H14.3.27 (水) 6:30	監督員 男・20歳代 経験3年	下水道工事 業	交通事故 乗用車	下水道工事の竣工検査受検打合せのため、社有車を運転して会社事務所から元請会社に向かう途中、県道上でセンターラインをはみ出して、対向車に正面衝突した。	
41	H14.7.25 (木) 11:30	解体工 男・50歳代 経験2月	その他の建 築工事業	転 落 トラック	木造家屋の解体作業現場で、屋根に上って瓦を剥がしていた被災者が屋根上(軒高約180cm)で転び、家屋に横付けしていたダンプトラックのアオりに胴を強打した。腎臓、肝臓破裂により死亡した。	・作業計画に基づき、作業手順、作業分担等を作業者に周知すること。 ・職長を指名し、作業指揮をさせること。
42	H16.2.29 (日) 11:00	土木作業員 男・50歳代 経験4ヶ月	道路建設 工事業	倒 壊 構築物	県道拡張工事現場で、土止め用の帯工(コンクリート製、高さ約2.2m)の型枠を外していたところ、突然当該帯工が割れて倒壊したため、その下敷きになった。当該構築物は、型枠の支えを取外せば転倒するおそれがあった。	・上部帯工を製作するときは、転倒しない構造とすること。 ・施工方法、工程等について、安全面の事前検討を行うこと。
43	H16.3.30 (火) 14:25	塗装工 男・50歳代 経験30年	その他の 建築工事業	はさまれ 高所作業車	事業場の外部配管(高さ5m)の塗装作業中、高所作業車のバケット操作を誤り、配管とバケット手摺に胸部を挟まれた。狭あいな場所で旋回作業を行った。作業計画は未作成。	・高所作業車の据付箇所、旋回方法等の作業計画を作成し、作業者に周知すること。 ・高所作業車の運転者について、能力向上教育を行うこと。
44	H18.6.29 (木) 6:10	建設作業員 男・20歳代 経験9年	電気通信工 事業	交通事故 高所作業車	夜間作業を終え、高所作業車に2名が乗車して帰社途中、高速道路を走行中に大型トラックに追突して横転し、更に中央分離帯に衝突した。助手席に同乗していた被災者が死亡、運転者も負傷(休業1月)した。運転者の前方不注意が原因。	・「交通労働災害防止ガイドライン」に基づき、運転者の教育訓練を行うこと。
45	H22.1.17 (日) 16:40	瓦葺工 男・30歳代 経験19年	その他の 建築工事業	墜 落 屋 根	瓦葺平屋住宅の瓦葺き替え工事において、被災者は、既存の瓦撤去後、雨漏り防止のためブルーシートを屋根に敷き、その上を歩いていたところ、バランスを崩し、屋根端(高さ3.9m)から墜落した。	・屋根上で作業を行うときは、足場や手すりの設置等墜落防止措置を講じること。 ・シート上に作業者を上らせるときは、滑落防止措置を講じること。 ・屋根上では、保護帽(墜落時保護用)を着用させること。
46	H22.7.20 (火) 9:20	大 工 男・60歳代 経験45年	木造家屋建 築工事業	墜 落 屋 根	蔵建築工事現場において、電動釘打ち機を用いて屋根下地板を張っていたところ、足を滑らして、軒先(高さ約6m)に設置された外部足場の手すりと幅木の隙間から墜落した。足場の中さん等が未設置であった。	・足場には、手すりと作業床間からの墜落防止のため、中さん(高さ35cm～50cm)等を設置すること。 ・屋根上作業では、水平親綱等を設置し、安全帯を使用させること。
47	H23.11.24 (水) 10:40	作業員 男・60歳代 経験40年	機械器具設 置工事業	墜 落 開口部	下水処理ポンプ場電気設備災害復旧工事において、配電盤の撤去作業終了後、建屋床面の開口部(950mm×1510mm)を養生していたパレットを搬出しようとして、同僚と共に手で持ち上げ移動しようとしたところ、開口部から3.7m下の地下ポンプ室に墜落し、さらに下の汚水槽に墜落した。	・高さ2m以上の床面の開口部には、墜落防止のため囲い・覆い等を設置すること。 ・囲い等の設置が著しく困難な時又は作業の必要上臨時に取り外すときは、防網を張るか水平親綱等を設置し安全帯を使用させること。